

はじめに

草加八潮消防組合は、地域に密着した災害活動拠点機関として、広域化による消防体制の充実強化を図ることを目的に、平成27年10月1日に設立しました。

本組合の消防力は、基本的に広域化前の草加市、八潮市の消防力を引き継いだ形で運用しておりますが、近年、自然災害によって甚大な被害をもたらされている中、消防行政に対しての期待が益々高まっています。

こうした状況の中、「広域化後の管轄区域全体を俯瞰した最適な消防力の保持及びあらゆる災害にも対応可能な消防力を確保すること」、「中長期的な視点で本組合の消防力の全体像を把握し、構成市の財政負担の安定化と平準化につなげるなど、消防行政を効率的で効果的に運営すること」が求められます。これらの目的を達成するため、本組合では、令和2年2月に「草加八潮消防組合消防力の整備指針・消防施設整備計画」を策定しました。

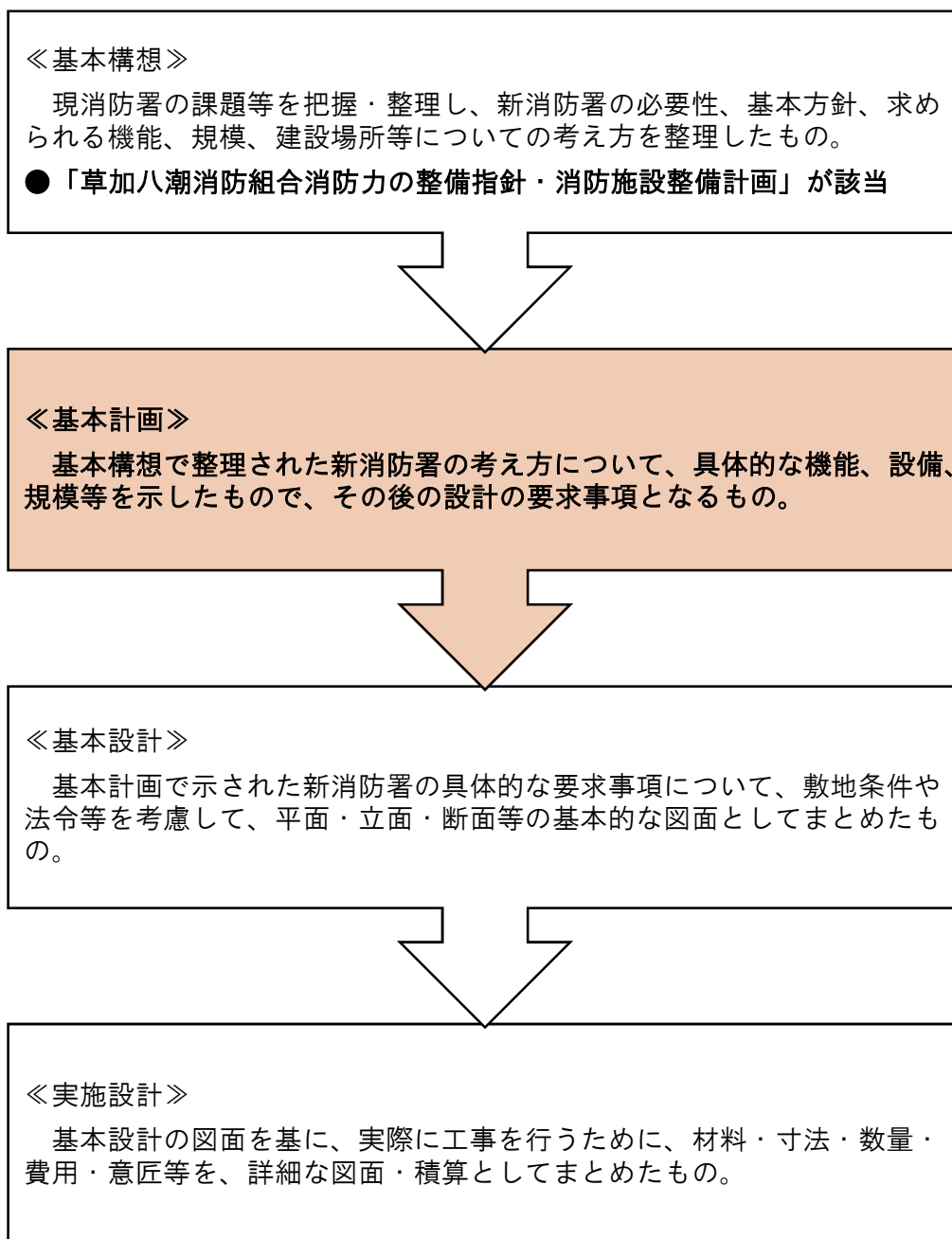
管轄区域の住民の生命と身体、財産を守るための司令塔としての役割を担う草加消防署（消防局機能含む）（以下「草加消防署」という。）は、昭和43年に竣工し、単独消防時には管内の状況に見合った建物、敷地面積でしたが、広域化後の34万人余を管轄する広域消防体制を代表する消防署としては狭隘であり、老朽化し、機能面の不足も含め広域消防としてのメリットを十分に活かしきれていないことが課題となっています。

草加消防署の態勢強化を図るため、施設の適正配置及び適正な施設規模と機能に見合った総合的な消防力の向上に資する施設として、再整備し、新たな消防組織体制の再編を踏まえ、より強固な災害活動拠点としての構築が必要です。

本計画は、草加消防署の再整備に当たり、厳しい財政状況を考慮しつつ、適切な建設地、建設機能・規模等を明確にし、新たな災害活動拠点として確立した消防施設を整備することを目的に策定するものです。

1 基本計画の位置付け

1.1 本計画の位置付け



1.2 上位計画との整合

令和2年2月に策定した「草加八潮消防組合消防力の整備指針・消防施設整備計画（以下、「消防整備計画」という）」が上位計画となります。

消防整備計画において、草加消防署再整備プロジェクトは消防署所再整備プロジェクト重点事業のひとつとして位置付けられています。

第3章	
☆消防署所再編プロジェクト	
重点事業1	
草加消防署（消防局併設）再整備プロジェクト	
①整備概要	
管轄区域の住民の生命と身体、財産を守るための司令塔としての役割を担う草加消防署の態勢強化を図るため、施設の適正配置及び適正な施設規模と機能に見合った、総合的な消防力の向上に資する施設として、消防局と草加消防署を併設一体型により再整備し、前章の消防力の整備指針で示した新たな消防組織体制の再編を踏まえた、より強固な災害活動拠点としての消防体制の構築を目指します。	
②整備に関する取組方針	
現地建替えでは基本的に草加消防署の施設適正配置の課題解消につながらないことから、併設の消防本部機能の集約化の取組にも考慮し、草加消防署における消防力の空白地域の解消を図れることを前提とした上で、新たな敷地（移転）での建替えによる施設の再配置を進めます。 また、再配置に伴う草加消防署の管轄区域の南限である手代町は、（仮称）八潮消防署南分署が整備された際の管轄区域の再編と八潮消防署の消防力の適正配置に併せて、現在の草加市の稲荷の一部とともに、将来的には通行アクセスが良く近接している八潮消防署が管轄する方向で整備を進めます。 再整備に当たっては、国や県等からの財政支援、構成市等の関係機関と十分に連携・調整を図った上で、消防局に設置の消防指令システムの更新時期等も踏まえ、取組を進めます。	

図表 1-1 草加消防署再整備プロジェクト（消防整備計画より）

1.3 関連計画との連携

本計画を策定するに当たり、本組合の構成市である草加市、八潮市の関連計画に即して、事業を計画します。

◆草加市

- ・第四次草加市総合振興計画基本構想
- ・草加市都市計画マスタープラン2017-2035
- ・草加市地域防災計画

◆八潮市

- ・第五次八潮市総合計画
- ・八潮市地域防災計画

2 現状と課題

2.1 草加消防署の概要

令和3年1月1日時点の草加消防署の概要は以下のとおりです。

草加消防署敷地内の南西側に草加市消防団第3分団第1部の機械器具置き場、南東側に現在は使用していない消防署長等の責任者が待機する旧官舎が合築しています。

- ① 竣工年 昭和43年
- ② 減価償却資産耐用年数 3年超過
- ③ 面積 敷地面積 1661.82㎡
うち旧官舎分 177.21㎡
建築面積 410.91㎡(旧官舎除く)
延床面積 1266.15㎡(旧官舎除く)
- ④ 大規模改修実施状況 未実施
- ⑤ 耐震改修実施状況 実施済(平成11年)
- ⑥ 劣化診断実施状況 未実施
- ⑦ アスベスト対応状況 対応不要
- ⑧ 耐震基準状況 旧耐震



図表 2-1 現在の草加消防署



図表 2-2 草加消防署 隣接旧官舎

⑨ 配置消防車両の状況(台)

指揮車	消防ポンプ自動車	化学消防車	救助工作車	はしご自動車	救急自動車	その他
1	2	-	-	-	3	3

その他：高所作業車1台・司令車1台・資機材搬送車1台

- ⑩ 職員・署員数 103名

草加消防署の竣工から現在まで

年 月	経過内容	備 考
昭和43年	草加市消防署竣工	職員数71名（定数82名） 1本部1署1分署
平成11年12月	草加市消防署 耐震化工事	工事後のIs値 ¹ 0.75（設計上）
平成15年7月 平成17年6月	草加市消防署 内裝修繕	
平成21年3月	草加市消防署 指令システム変更に伴う改修工事	指令システム変更に伴う改修工事
平成27年10月	草加八潮消防組合設立	指令業務を八潮市消防署内指令センターで運用開始
平成28年3月	草加市消防署 広域化に伴う改修工事	広域化により指令室を事務室に変更
平成28年4月	草加八潮消防局・草加消防署・八潮消防署発足	職員数328名（定数331名） 1本部2署3分署1ステーション

¹ Is値：構造耐震指標のこと。建物の耐震性能を表す指標で数値が高いほど耐震性が高い。公立学校施設は0.7以上、防災施設は0.9以上が必要とされている。

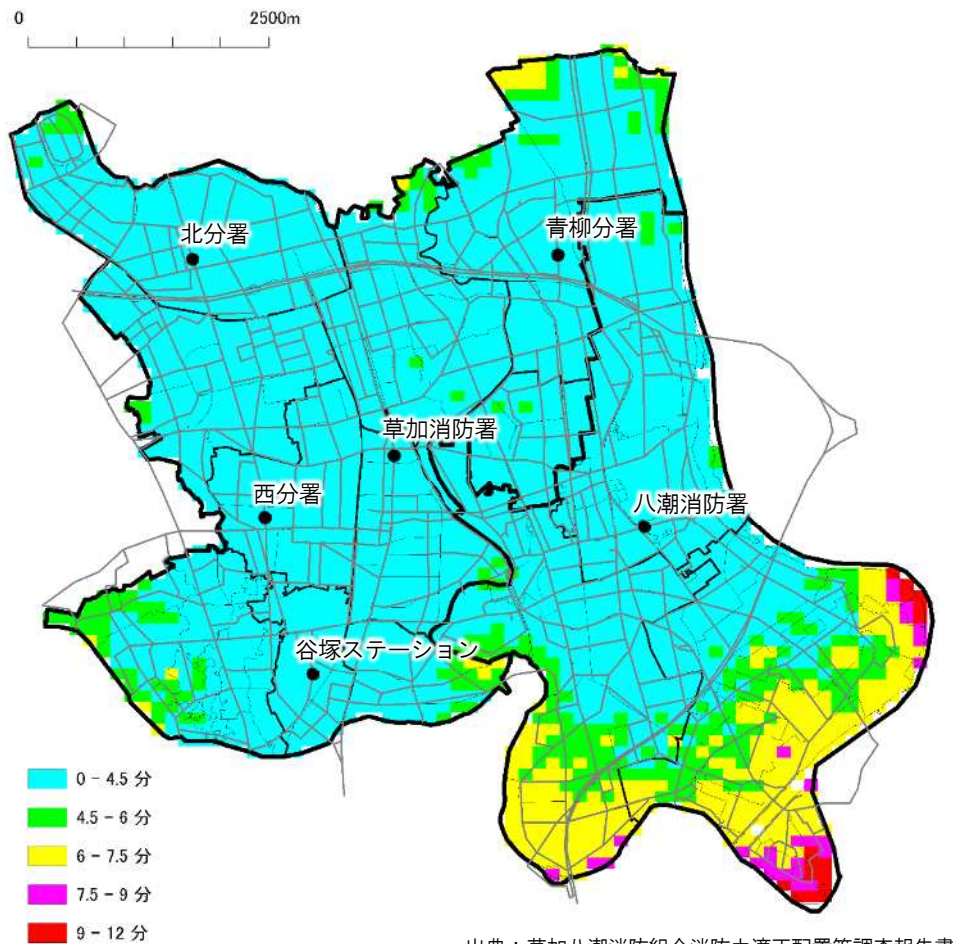
2.2 草加消防署の課題

現在の草加消防署は、単独消防時には管内の状況に見合った建物、敷地面積でありましたが、広域化後の34万人余を管轄する広域消防体制を代表する消防署・局庁舎としては狭隘であり、消防車両の駐車スペースや訓練施設、署員の待機所等の機能面が不足しています。

1) 消防力の空白地域

草加市八幡町の北部の一部には、消防・救急車両の走行時間が相対的に長い消防力の空白地域が存在します。

本地域は、東京外かく環状道路・国道298号と県道足立越谷線の交通の要所の結節点にも位置し、今後、草加柿木地区産業団地の稼働や、東京外かく環状道路の休憩施設となる（仮称）外環八潮パーキングエリアの整備及び東埼玉道路の高速道路部の事業化に向けた検討が進められており、ますます交通災害等の消防需要も高まると予想されます。



出典：草加八潮消防組合消防力適正配置等調査報告書

図表 2-3 消防署所からの消防車両の走行時間(現状署所)

2) 災害対応施設として

草加消防署は、複数の消防部隊や専門特殊部隊を統括して運用できる規模はなく、管内の中心となる消防署でありながら、救助工作車やはしご自動車、特殊災害対応車などを分散せざるを得ない状況となっており、広域消防としてのメリットを十分に活かしきれていないことが課題となっています。

草加八潮消防組合の代表消防署として草加八潮地区の災害対策の拠点となるよう、大規模災害に対応できる施設（水防対策、自家給油所、免震構造、ヘリポートなど）の整備を検討する必要があります。広域消防全体に見合った施設機能と規模の確保が課題となっています。

本組合の管轄区域は、海面からの高さが約3mと低い地域にある上、一級河川が多く流れ、満潮時には、海水が逆流するため、台風や集中豪雨による河川の越水や内水氾濫等の風水害においても十分な対策が必要です。現在の草加消防署は、屋上の強度不足により非常用電源設備が設置できず、地上面に設置している状況や浸水を防ぐ防水フェンスなどを設置できるスペースが取れないなど、十分な浸水対策が取れず、これらに対応した強固な施設が求められると共に、施設適正配置の再検討が課題となっています。

草加消防署は、昭和43年に竣工した旧耐震基準の建物です。平成11年度に耐震補強工事を実施し、設計上の耐震指標の ls 値は0.75となりましたが、防災拠点となる建築物は ls 値0.9以上必要であるため、耐震性能の基準を満たした強固な災害活動拠点として整備することが求められます。

3) 施設の狭隘化

草加消防署の一部分（3階の一部）を消防局機能としても使用していますが、執務スペースの狭隘化が課題となっており、指令業務・予防業務・警防本部・災害対策本部等の一部消防局機能及び通信指令システム・議場等の一部消防局設備機能を八潮消防署に配置しており、機能の分散による業務効率の低下を招いています。



図表 2-4 車両間隔が狭く出動に支障



図表 2-5 車庫入れの状況(歩道にはみ出し)



図表 2-6 プライバシー確保が困難な仮眠室



図表 2-7 消防署外壁の一部が欠損



図表 2-8 消防署内壁に発生したクラックの発生



図表 2-9 階段に露出した電気配線



図表 2-10 通過に支障を来す事務室



図表 2-11 狭隘な通路での来庁者対応